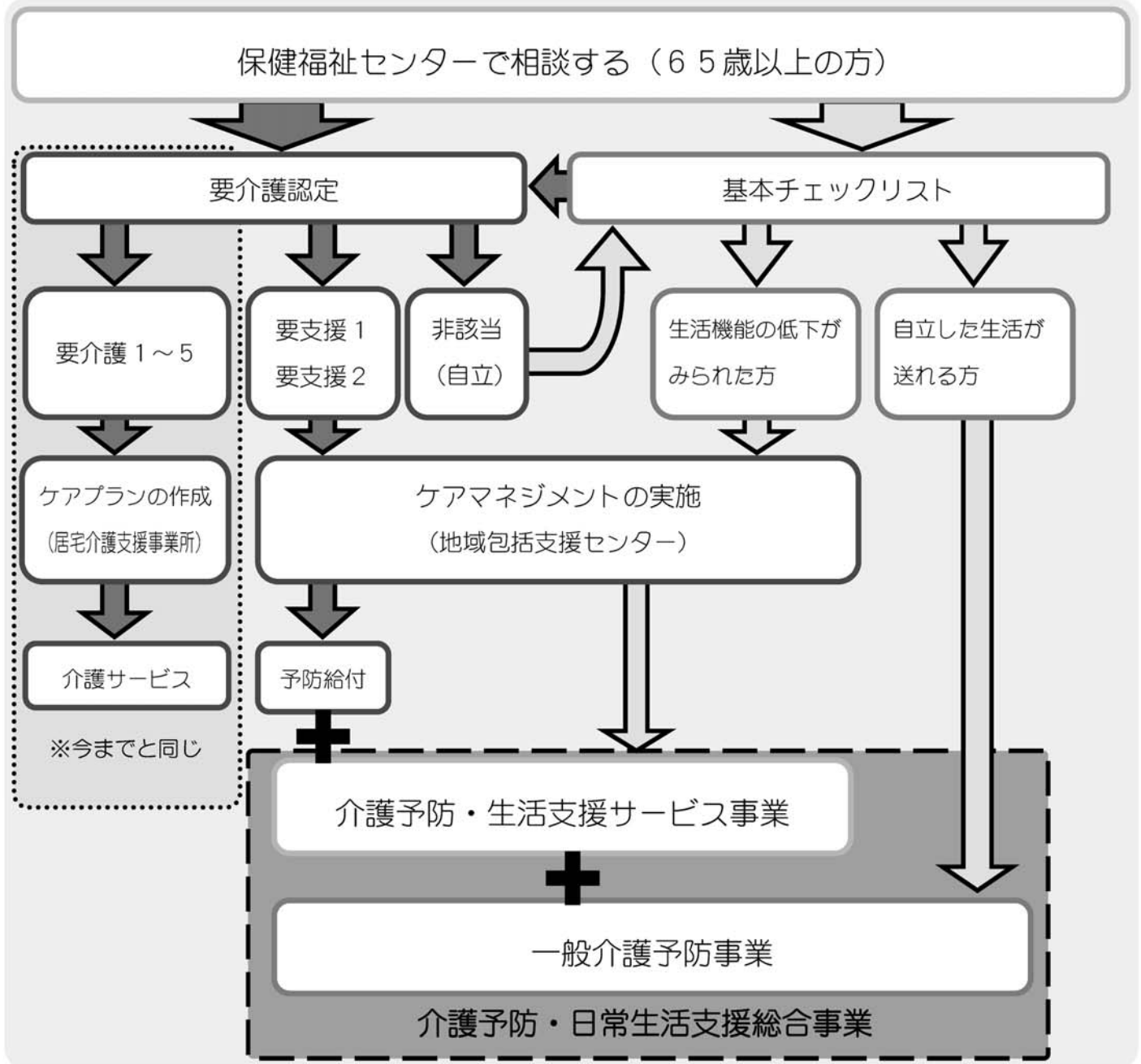


介護保険サービス利用の手順

生活する上でなにか困ることが出てきたら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。



Q. 「基本チェックリスト」って何？

A. 25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合、基本チェックリストの判定でサービスを利用できます。

～基本チェックリストの一例～

- 週に1回以上は外出していますか？
- 転倒に対する不安は大きいですか？
- 今日が何月何日かわからないときがありますか？



お問合せ先 役場保健福祉課高齢者福祉係・地域包括支援センター係 (TEL 576-5111)

平成28年3月から

「介護予防・日常生活支援総合事業」

が始まります。

“総合事業” って何をするの？

○総合事業とは・・・

高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つからなります。地域のニーズや実情に応じた多様なサービスが提供されることが期待されています。



○介護予防訪問介護と介護予防通所介護が総合事業へ移行

予防給付(要支援の方に対するサービス)のうち介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)、介護予防通所介護(デイサービス)を総合事業に移行し、町の事業として実施します。また、これらの事業以外に「いきいき元気教室」を総合事業の一つとして実施します。

なお、介護予防訪問介護、介護予防通所介護以外の要支援者に対するサービス(介護予防福祉用具貸与など)については、これまでどおり予防給付の中で提供します。

介護給付(要介護1~5)



介護給付(要介護1~5) (今までと同じ)

予防給付(要支援1・2)

福祉用具貸与、訪問看護
通所リハビリテーション
訪問リハビリテーションなど



予防給付(要支援1・2) (今までと同じ)

介護予防訪問介護
介護予防通所介護



総合事業(要支援1・2、総合事業対象者)
訪問型サービス、通所型サービス

ここが違う!

◆サービス利用手続きの一部を簡単に

介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみを利用する方が、引き続きサービスの利用を希望する場合、基本チェックリストに回答するだけで継続利用できます。

公民館、スポーツセンターなどの使用料を免除

■高齢者・高齢者団体・障がい者・障がい者団体

町では“高齢者・高齢者団体・障がい者・障がい者団体”の方々が町内公共施設の使用料・利用料金の免除を受けて利用することができる『免除利用証』を交付する制度を設けています。

この制度は、今まで有料で利用していた個人や団体の負担を減らし、公共施設を利用しやすくすることにより、高齢者・障がい者の方々の社会参加の促進や健康増進を図ることを目的として、“町内に住所のある”次の「個人・団体」が免除利用証の交付を受けることができます。

～ 交付対象者 ～

- ①満65歳以上の方（※以下「高齢者」といいます。）
- ②身体障害者福祉法第15条の規定により“身体障害者手帳”の交付を受けている方
- ③療育手帳制度に基づく“療育手帳”の交付を受けている方
- ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により“精神障害者保健福祉手帳”の交付を受けている方（※②～④を以下「障がい者」といいます。）
- ⑤構成員の2分の1以上が満65歳以上である5人以上の団体（※以下「高齢者団体」といいます。）
- ⑥構成員の2分の1以上が障がい者または障がい者を扶養する方である5人以上の団体（※以下「障がい者団体」といいます。）

免除利用証が利用できる公共施設
 ★浦幌町地域軽スポーツセンター★浦幌町公民館★浦幌町総合スポーツセンター★浦幌スイミングプール★浦幌町パークゴルフ場★浦幌町地域会館★浦幌町生活改善センター

団体とは“個人会員”で構成され、規約などの定めにより組織された団体のことをいいます。法人格を有する団体や公益団体、または一時的に組織された団体は、この制度の対象にはなりません。

■免除利用証の交付を受けるには…

免除利用証の交付を希望する方は、印鑑をご持参頂き、申請受付場所にある“浦幌町高齢者等の公共施設免除利用証申請書”を提出していただきます。申請書を提出するときには、次の区分に応じて書類を提示していただきます。なお、現在免除利用証を受けている団体については、有効期限が3月31日までとなっておりますので、継続して交付を受けたい場合には更新の手続きをしてください。

★提示していただく書類

区 分	提示する書類
高齢者	住所、氏名および生年月日が確認できる書面（※免許証・保険証など）
障がい者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
高齢者団体・障がい者団体	構成員の住所、氏名および生年月日を記載した名簿、団体の目的、活動内容を記載した書面（※任意様式）

申請書の受付場所
 申請書の受付場所は次のとおりです。
 ★保健福祉センター（※保健福祉課窓口）★役場庁舎（※町民課・まちづくり政策課各窓口）★上浦幌支所★中央公民館・上浦幌公民館・吉野公民館・厚内公民館

～ 印鑑（認印）を必ずご持参ください ～

■免除利用証の使用

公共施設の使用料などの免除を受けて利用する場合は、使用する施設の窓口に“免除利用証”を提示してください。また、施設の利用に際しては、施設職員の指示に従って利用してください。免除利用証は、有効期限内に限り何度でも利用できます。

★免除利用証の有効期間

区 分	有効期間
高齢者	要件に該当しなくなる（※町外に転出など）までの期間
障がい者	各種手帳の失効する日までの期間
高齢者団体・障がい者団体	申請書の提出があった日の属する年度の末日までの期間（※3月に申請の場合は、翌年度末まで）

※詳しくは下記までお問合せください。

役場保健福祉課 高齢者福祉係（保健福祉センター内）

（TEL：576-5111、FAX：576-5222）